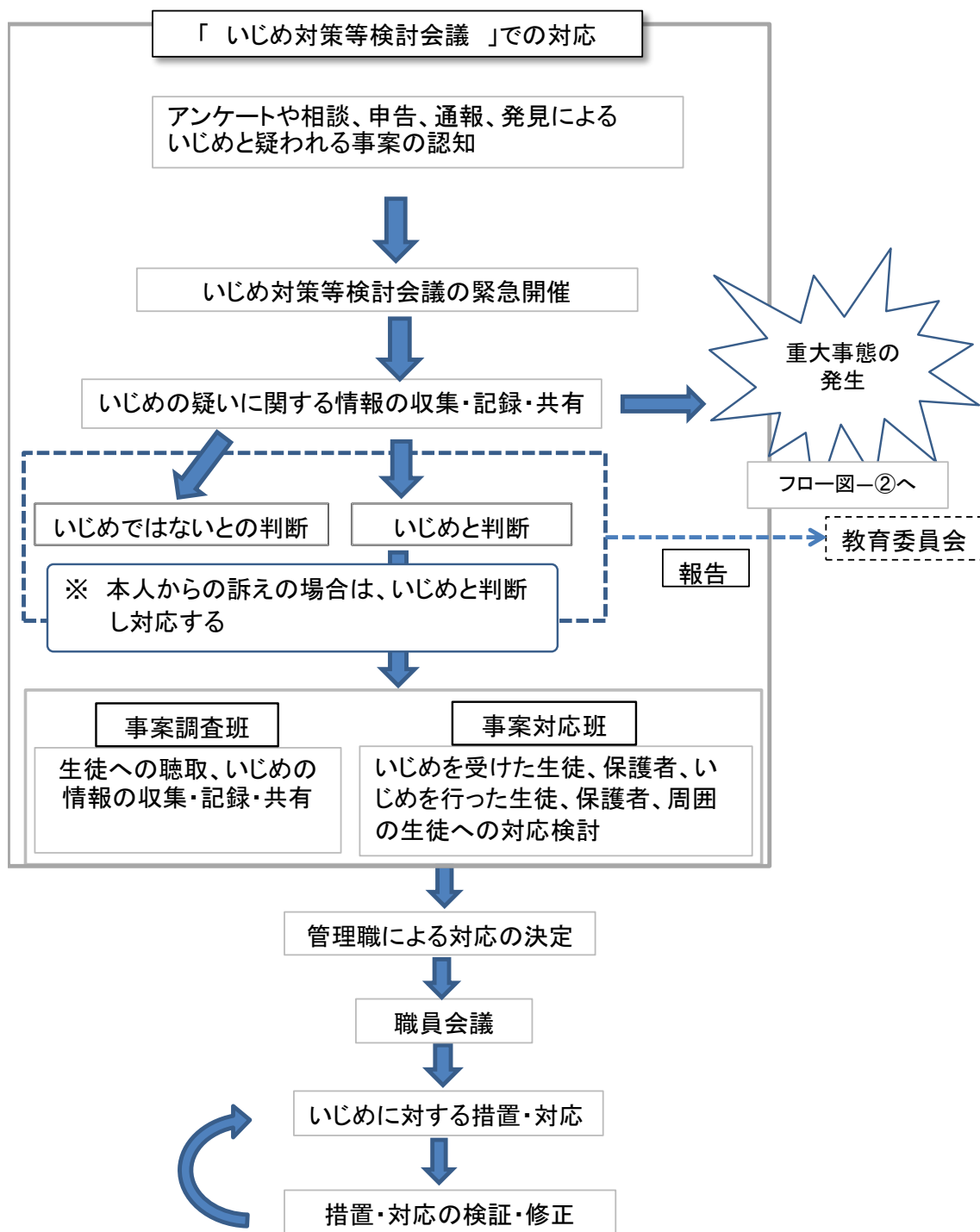


○ いじめ事案への対応フロー図－①



- ※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する
- ※ いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ